

防犯カメラの管理運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、河内長野都市開発株式会社（以下「当社」という）がノバティながの駐車場内に設置する防犯カメラ及びこれにより撮影された画像の管理並びに運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラの設置は、ノバティながの駐車場における犯罪の防止や不正利用者の特定を目的とする。

(設置箇所)

第3条 防犯カメラの設置場所は、次のとおりとする。

- ア ノバティながの南館立体駐車場 入口 1ヶ所
- イ ノバティながの南館立体駐車場 出口 1ヶ所
- ウ ノバティながの第2平面駐車場 入口 1ヶ所
- エ ノバティながの第2平面駐車場 出口 1ヶ所
- オ ノバティながの北館横駐輪場附近 6ヶ所

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの管理、運用を適正に行うため、防犯カメラの管理責任者を置き、当社の事業部長をもって充てる。

(画像の利用、提供制限)

第5条 次の場合を除き、画像を目的以外に利用し、または、他者に閲覧をさせてはならないものとする。

- ア 法令に基づく場合
- イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
- ウ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき

(閲覧様式)

第6条 画像を閲覧しようとする者は、別に定める閲覧申請書又は、これに記載する同等の内容が書かれた書類を事前に当社に申請し許可を得るものとする。

(苦情処理)

第7条 苦情や問い合わせは、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。

平成29年 7月26日

河内長野都市開発株式会社